

第十六回 参議院通商産業委員会會議録第二十一号

昭和二十八年七月二十八日(火曜日)午前十一時十四分開会

委員の異動

七月二十七日委員藤田進君辞任につき、その補欠として阿具根登君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 松本 昇君
加藤 正人君
小松 正雄君

委員

石原幹市郎君
黒川 武雄君
西川弥平治君
酒井 利雄君
松平 勇雄君
岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
海野 三朗君
山口 重彦君
武藤 常介君
白川 一雄君

衆議院議員

首藤 新八君
小笠 公昭君
岡野 清彦君
古池 信三君
信三君
大義君

政府委員

通商産業省 中村辰五郎君
工務局長 石井由太郎君
中小企業庁 振興部長 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞寿君
常任委員 会専門員 前島 敏夫君
通商産業省 前島 敏夫君
通商産業省 前島 敏夫君

事務局

常任委員 山本友太郎君
常任委員 会専門員 小田橋貞寿君
常任委員 会専門員 前島 敏夫君

説明員

通商産業省 前島 敏夫君
通商産業省 前島 敏夫君

本日の会議に付した事件

○武器等製造法案(内閣提出、衆議院送付)
○特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○木材防腐特別措置法案(衆議院提出)
○確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法案(内閣送付)

○連合委員会開会の件
○委員長(中川以良君) それでは只今より通商産業委員会を開きます。

最初に委員長から政府側に申上げますが、本日は定刻に委員多数が揃つて、殊に会期末であり、重要法案を扱えておりますので、審議を円滑に行きうよう努力しているにかかわらず政府側の出席が悪いために、かように一時間以上も待たなければなりません。もう会期も余すところ少ししかございませんから、どうぞこういうことがないよう、十分に一つ政府側の御注意を喚起いたします。

それは武器等製造法案を議題といたします。質疑の通告が一つ残つておりますので、これをして頂きます。

○西田隆男君 この前の第一回の武器等製造法案の審議に当つて、政務次官に御答弁を要求しておつた答弁を先ず第一に承わりたい。

○政府委員(古池信三君) いまもう一度……

○西田隆男君 これは第二十二条と第三條ですが、この関連に基いて質問したのですが、第三條では、こういう案文が書いてあるのです。『武器の製造(改造及び修理を含む。以下同じ。』それから第二十二條には、後段のところに『国の職員が法令に基き職務のために所持し、又は使用する武器の修理の事業を行つ場合については、この限りでない。』この二つの条文の関連において、政府側の答弁は、国の職員が持つておるもの、拳銃等のごとき修理は許可を受けなくともよろしい、申請すればよろしいのだと、こういう御答弁だったのでした。私の質問はですね、国の職員が所持する武器、兵器……、武器といひますか……、と云うとあなたが拳銃だけでは、保安隊の持つておる武器はですね、機関銃も持つておれば、高射砲も持つておる、戦車も持つておる。こういう国の職員の所持する武器の修理に對して、認可制でよろしいという事は、将来、過去において日本が持つておつた兵器廠というやうなものでも作る考えなのかという問題に對して、適当な答弁がなかったのだ

で、保安庁長官等とも打合せた上で御答弁を願いたい、これが最後の質問の要点了。

○政府委員(古池信三君) お答え申し上げます。丁度この法案が最初にこの委員会に御審議を願うことになりました際に、西田委員から只今お話のような御質問がございまして、一応その時分に我々として考えておりますことは、お答え申し上げたのであります。更に保安庁とも打合せをいたしましたのでございまして、保安庁といたしましては、かように修理……、職員の持つ武器の修理をなすために設備を設ける必要があるような場合には、あらかじめ通商産業省と十分の連絡をとつてやる予定でございまして、只今御指摘のやうな、国が大きな修理工場を持つて、これがために民間の修理事業を圧迫したりするやうな考えは持つておらん、こういうことをはつきり保安庁として言明されておるのであります。即ち繰返して申し上げますれば、保安庁といたしましては、飽くまで民間の修理事業の能力を十分に發揮させるやうに、極力これを活用して参りたいという所存のやうに承知いたしておるのであります。従つて、この規定は、保安隊が演習をやつたり、或いは訓練をやつたりしたやうな場合、発生しました武器の比較的軽微な修理を、国において円滑に行うために便宜な規定を設けたものと、かように御了承を頂きたいと思ひます。

○西田隆男君 現在の保安隊の持つて

おりまする武器等の修理は、どこでやつておりますか。

○政府委員(古池信三君) 保安庁の中に極く小規模の修理場がありまして、そこで現在修理をされておるやうに何つております。

○西田隆男君 現在ささやかな修理場が保安庁内にあるということは、將來ささやかな修理場だけを保安庁が持つておるといふ意味ではないと思つたのですが、だん／＼ささやかな修理場が拡大されて、まあ兵器廠みたいに大きなかどうかわかりませんが、だんだん拡大されて行くかどうかというところは想像されますので、従つて政務次官が保安庁と打合せの上答へられたことは、根拠がだん／＼薄くなつて行く。現在の程度以上は絶対に修理工場は……、修理工場といひますか、修理場といひますか、それは大きくはないと、こういう保安庁の考え方なんですか。

○政府委員(古池信三君) 保安庁の意向としては、大体只今お話のやうなふうに私も承知いたしております。なお申すまでもないことではあります。かような規定を入れたのは、今回のこの法律によりまして、通産大臣がいろいろ民間の事業に對して許可を与えるという条文がございまして、そこで国がやります場合には、許可という事は、従来の慣例上用いませぬので、そういう場合には承認をとるとかいうやうなことにしております。そういうわけで、あ的一条も念の

ために入れたのでありまして、実態としては、保安庁はこれは将来大きな修理工場に、といった、例えば戦争中の兵器廠というようなものを作つて行く考えはないものと、私は今も固く了解しております。

○西田隆男君 まああなたの答弁は答弁として承つておきますが、MSAの受託に伴つて、武器といふか、兵器といふか、これは言葉の綾はどうでもいいんですが、武器とか兵器とかいふものの機密保持の關係から、国の保安隊、或いは海上警備隊といふますか、そういうものの使う武器等の修理が、そう公開されて、何らの規制も受けないで、どん／＼民間会社にやられるといふことは、私は想像もつかない。どうせ機密保持に關する何らかの法律的措施が講ぜられることはもう間もなくでしょう。そうすれば、あなたが如何ように御弁解なさつても、この二十二条の条文は、兵器廠の中に相当大きな武器の修理工場といふますか、改造工場といふますか、そういうものが当然……それはこういう法案を作るときには予測されなくとも、現在の段階においてはそれが考えられなければならぬと、私はそういうふうにかけるのですがね。それを政務次官が、いや、これは民間工場に全部出して修理をするのだというのを強弁なさいますかどうか、もう一遍御答弁を頂きます。

○政府委員(古池信三君) 一応現在只今の状況から言ひまして、私は考えておる点を申し上げたのでございまして、私が将来そうでないような事態の起ることを予想してゐながら、殊更に只今強弁をしておるというふうなつも

りは毛頭ないのでございます。現在我々としてはそうありたい、又そうあるべきであるといふことを固く信じておりますが故に、そのまゝのことを率直に申し上げておるようなわけであります。

○西田隆男君 では重ねて聞きますが、提案理由の説明の中にも、兵器と武器と、二様に掲げております。兵器と武器の違ふところを一つ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(古池信三君) これは武器といふ言葉と、兵器といふ言葉が同様の意味でありまして、この法案に關係いたしまする限りは、すべて武器といふことに統一しております。

○西田隆男君 統一してあるなしでなく、兵器と武器の二つの言葉が使つてあるから、その差、差異を御説明願ひたいと言つてゐるのです。

○政府委員(重沢大義君) 武器と兵器の言葉の差異といつてお尋ねであります。これは、この法案におきましては、無論両方の言葉を使つておりますが、武器で一本になつております。武器が、兵器かといふ言葉をきめずとくに、この法案に武器といふ名前を一応付けましたときにも、いろいろ研究、議論をいたしましたのであります。保安庁法に、こうした種類について武器といふ、新憲法下の法律の中でそういう言葉がありますので、それをこの法案においても採用するといふことにいたしましたのであります。本法案において、武器と兵器といふふうに言葉の使い分けてはゐないのであります。

○西田隆男君 法案の中に書いてあると申してゐないのです。提案理由の説明の中に、武器、兵器の二つの言葉を使つておるが、兵器、武器の言葉の差異はどうかと、こういうお尋ねをしておるわけですか。

○政府委員(重沢大義君) これはポツポツの時代に、兵器等生産制限に關する件と、この法案の前身になつておりますものに、そういう言葉使いがあつたのであります。従ひまして提案理由の中にこの前身になつておる法案を引用いたしました場合に、そういう言葉を使つておるのであります。その後、この法案關係のみならず、考え方においても、兵器といふ、一応言葉は使われないといふ建前にいたしておるわけでありまして、

○西田隆男君 何遍言つても逃げられるので、この条文についてお尋ねいたしますが、第二条に、「この法律において『武器』とは、左に掲げる物をいふ。」とあつて、「一、銃砲。二、銃砲彈。三、爆発物。四、爆発物を投下し、又は発射する機械器具であつて、政令で定めるもの」等々の言葉が六まで書いてあります。これ以外のものは、仮にまあ社会通念上武器と言われ、兵器の一部分と言われたりするものであつても、武器とはお考えにならないのですか。

○政府委員(重沢大義君) ちよつとこちらから話しかけられて、お聞き漏らしたしました。

○西田隆男君 重ねて質問いたしますが、この法案の第二条に、「この法律において『武器』とは、左に掲げる物をいふ。」と、六つの例証を挙げてあります。これ以外のものは社会通念上武器と言われるものであつても、或いは兵器と呼ばれてゐるものであつても、これは日本の國では武器とは考えないので、認定しないのですか。

○政府委員(重沢大義君) 本法案の適用といたしましては、武器の取扱いをしないといふふうになつております。○西田隆男君 そうなつて来ると、具體的な例を引いて申しますが、非常に問題が残ると思つて、この法案に明記してあります銃砲とか、銃砲彈とか、爆発物とかいふ物の範圍外には、まあ大きな何十センチの大砲といふようなものは、この中に恐らく考えられ、お尋ねいたします。それから飛行機等もこの中に考えられ、恐らく飛行機等でも、飛行機にしても、それから戦車等も考えられてゐない。今特車と言つてゐるのですがね、保安隊ではね。そういうものは造らないのですか。

○政府委員(重沢大義君) 戦車は政令を以て定めるものという中で、入るようになつております。それから飛行機と申しますか、航空機につきましては、これはすでに別に法律がございまして、その法律の規制を受けるわけでありまして、ただ航空機に搭載いたします武器につきましては、無論この本法案の適用があるといふことであります。法律体系が異なつておるわけでございます。

○西田隆男君 どういう理由で銃砲彈やら、銃砲、爆発物等を、この武器という第二条の中に指定して、特車をなげこの中にきめないで、政令で定めるようにしたのですか。

○政府委員(重沢大義君) 戦車につきましては、この法案を我々研究いたしておりますときもそうでありますし、

又現在においてもそうでありまして、まだ具體的に生産がないわけでありまして、将来無論この起ることがあるかも知れないのですが、従ひまして、現在生産の對象になつておるといふものを主として重点を置いて、列記をいたしておるわけでございます。

○西田隆男君 勿論この法律案は第十五国会に出されるように考えられたものであります。そういうことをお考えにならなかつたかも知れませんがね。法律の中に銃砲とか、銃砲彈とかいふものを武器として明記しておいて、それ、もつとはつきりした武器であり、恐らく兵器であるでしょう、その兵器である戦車等を、今は修繕してゐないからだといふような理由で、この法律案の中に武器としての一つの条項を設けて、書入れないで、政令でこれを定めて行くのだといふことは、私も納得いたしかねる。それが若しここに列記してあるものよりも、もつと／＼武器としての役目を果す程度が輕微であれば、政令でもいい。もつと大きな銃砲とかより、つぎつぎしたもの、今修繕してないから、製造してないからというふうな理由で、武器の中に入らぬという理由で、武器の中にきめて行くといふようなことは、憲法の建前から見てもこれは許されるべきことではないと思つてゐる。で、恐らくMSAを受入れることになつたら、戦車も日本で造らなければならなくなるでしょう。まあ戦車と言へば言葉が悪いが、特車と言われておりますが、そういうことが予測される場合においては、当然この中に列挙すべきものだと思つてゐるのですが、これはどうお考えになりますか。

○政府委員(斎沢大藏君) 現在この生産の對象にいたしておるものに重点を置きまして、列記してありまして、將來の問題を無視してゐるのではないかと云うお尋ね、御尤もの点もありませんけれども、やはり現在の實態に即応いたしまして、法案ができておるといふ点に、一つ御了承をお願いしたいと存するのであります。

○西田隆男君 なか／＼あなたの言うだけでは承できませんよ。そういう大きなことをね。私大体これは政令で何でもかんでもきめて行くというのは、非常に融通性のあるようなものなんです。これは大体立法を、法律を主にして政治をやつて行く国ではやつてはいかんことなんで、これは異例の措置なんで、何でもかんでも政令できめて行くということは、私はやつてはいかんと思うのです。従つて、予見されるものであつても、この法律案を作るときには予見されなくとも、現在はずでに予見される……予見でなくしてこれはもう確実なものだ、そういうことであれば、仮に一台製造するのであつても、二台製造するのであつても、当然この今の日本の憲法の下で、武器の製造業を許可しようという段階から考へたならば、当然明記するのが当り前だと思ふのです。これに對して、もう議論はいたしませんから、修正するか、しないかの問題なんですから、答弁は要らない。

それから更に通産大臣が見えておりますから、通産大臣にちよつとお尋ねしておきます。提案理由の説明の中に、それは古池政務次官に私聞いたのですが、海外に對する政治的配慮の理由から、余りに製造能力が過大となる

ことは厳に抑えなければなりませんので、こういう武器製造業の許可を必要とするという理由に當いてあります。が、この海外に對する政治的配慮といふのは、どういうことを大体指しておるのか、これを一つお尋ねいたします。

○國務大臣(岡野清藏君) お答え申し上げます。これは御承知でもございませうが、まだフィリピンとか、インドネシアとか、まあ元いゆる敵国でありましたところの濠州とかいう方面におきましては、日本が再軍備をして、又軍国主義的になりやせんかというところを非常に心配されたことは、これは事實でございませう。そういうような方面に刺戟を与へるといふことはよくないといふことを、我々として非常に配慮したその結果でございませう。

○西田隆男君 そうすると、この武器等製造法案によつて取締をする以上、日本には再軍備をするだけの武器、兵器等の製造は絶対にできないといふことを、裏から考えると裏響されるわけなんです。

○國務大臣(岡野清藏君) いや、そうじやございませぬ。只今現に特需によりまして、いろいろな、いわゆるここに称せられる、武器と称するものが造られておりますが、その造られておりますにつきては、若しそれ以上のものをいろう／＼造つてもいいとか何とか、その対象といたしますと、對外的に見ますと、今の現段階ではななくて、日本が武器生産を非常に大きなスケールでできるような法律を作つて、そうして再軍備でもするとかいふようなものに考えられやせんかと……我々はそういうふうな考えておら

んのでありますから、只今現に注文を受けておるものに對して、濫立があつては困るし、又爆発や何かいたしたとしても、一般社会の公共の危険のないようにといふことを配慮しまして作りましたもので、その点におきまして對外的な配慮と申しますことは、我々は軍国主義に後戻りするのじやない、このことをはつきりといひまして、それで、こういうふうなやつておるわけでございませう。

○西田隆男君 あなたの言ひは、これは可なり可なりでございませう。一応、不許可をなさるわけでありませうから、従つて、あなたのおつしやることを裏から返して見ると、この法律に基いて造られる程度の武器、兵器であつた場合においては、日本の再軍備には役立たないようなものばかりを造るのだと、こう考へても差支えありませんか、こう申しておるのです。

○國務大臣(岡野清藏君) 大体の現実の情勢といたしまして考へまして、御説の通りでございませう。

○西田隆男君 それからもう一つそれじやお尋ねしますが、同じこの提案理由の説明の中に、武器製造事業について、国民経済との均衡を失わしめるこの事業の濫立による弊害を排すといふ表現を使つておる。この国民経済との均衡を失わぬ限度といふものを、通産大臣はどの程度の限度にお考えになつておられますか。これを一つお尋ねいたします。

○國務大臣(岡野清藏君) お答え申し上げます。この点は我々いたしまして、いわゆる只今受けておりますところの特需といふものは、いわゆる特需

でございまして、そして、この特需は御承知の通りテンポラリー、即ち臨時的なものと考えておりますので、このために遊休施設であるとか、又は業者が非常に熱心に、注文があるからと言つてたくさん生産設備を作るとか、そのほうにいろいろな資材、労働力を投下するといふことにしまして、そして何年か後には、これはどうも拡張し過ぎたとか何だとかいふことで、他の産業といふものに……今は他の産業を食つて……食つたといふわけでもありませんが、他の産業を差し置いて、そのほうに熱中し、又先ではこれがどうなつて行くか、その業者そのものが非常な危険に陥るといふようなことにもなりかねないといふことでございませう。全体の産業構造の上から行きまして、できるだけバランスのとれた、必要限度だけの製造をして行けるような構造にして行きたい、こういうことが私の趣旨でございませう。

○西田隆男君 抽象的な御説明でなく、具体的に、日本の産業構造と日本の財政規模の観点に立つて、どの程度のものが国民経済を攪乱しない、均衡を失わぬ程度のものとお考えになつておるかといふ点が第一、それからもう一点附加しますと、この法律が通つてから初めて日本で武器の製造を始めるのでなくて、過去においてすでに武器の製造をやつておる。やつておる規模といふものは一応わかつておる。その上に、この法律の提案理由の説明の中に、国民経済の均衡を失わしめな

いといふことでありますから、従つて過去において持つておる武器の製造の規模のままでやつて行くといふのがいいのか、或いはこれからどの程度まで

はその製造を拡大して行くというお考えなのか。それは、その限度が、国民経済に何ら均衡を失わしめない限度であるのかどうか、これは非常に大きな問題だと思ふ。従つて、日本においてこの武器の製造業といふものが、海外から注文が多いからといふので、ぐんぐん発展して行くといふことになれば、資材関係とか、その他の関係で、日本の産業構造に變革を來さなければならぬといふ危険性も考えられますので、特に私は通産大臣にその意味でお伺ひしてゐるのです。具体的な点で……

○國務大臣(岡野清藏君) お答え申し上げます。私の、これは詳しい数字は分類もできておりませんから、私ちよつと御説明申し上げかねますけれども、朝鮮事變以來、兵器生産と、特需生産でございませうか……と申しますものが、注文が約六千、いや先月、先々月の末ぐらゐに六千四百万ドルぐらゐの注文がございまして、それが二カ月の間に、それが注文がたぐさん出まされて約八千何百ドル、九千万ドル近く出ております。その他にいろいろ修理とか、若しくはいろいろのことで受けておりますところのすべてのものが、三億ドルぐらゐになつておりますはずでございませう。その三億ドルと申しますものは、日本の鋳工業生産の全体から申しますと、五割ぐらゐに當つておるわけでございます。そこで我々いたしましては將來の見通しをいたしまして、まだ見通しはつきりせんけれども、現状ぐらゐの程度で抑えて行きま

すならば、抑えられないのは少し語弊があるかも知れませんが、日本の経済構

造には大した影響はないと思ひます。併しながら、今後これが何か域外調達というものが出来て、何か相当の注文になつて来るということになりますと、日本の銃工業生産に対するパーセントというものは五割以上になつて行くかと思ひます。それ果して将来の長い目で見たところの日本経済というものの対して、果してバランスのとれているものであつたらうかという事は、よほど慎重に考えなければならぬので、そういうこともかた／＼考慮いたしまして、或る程度の武器生産というものは将来の見通しをつけ、同時に採算が合うというように考慮に入れた認可をして行きたい、こういうことになつております。

○西田隆男君 この法律案を立案される当時は、MSAの問題はまだお考えになつていなかったという事が、政府委員の答弁でわかつておりますが、現在におけるMSAの問題は、自由党内閣では当然受入れるべきものだとお認めになつて、現在交渉が進められておるうちに私聞いておりますが、MSAの受諾に伴つて、武器等の製造が現在よりも拡大するとお考えになつておりますか。それとも拡大しないとお考えになつておりますか。

○國務大臣(岡野清義君) お答え申し上げます。これは私からはつきりとしたMSAの内容が、いろいろ交渉してあるようでございますけれども、まだ如何なる形において、如何なる形と申しますと、完成兵器で来るか、或いは注文で来るかというようなことはつきりいたしません。恐らく一部は完成兵器でも来ようし、注文も

出ることと思ひますけれども、それがどの程度になり、どのくらいの割合で来るかという事は、まだつかめません。併しながらMSAが、若し完成兵器で来ると、日本で注文をして、そしてこれを使うと、こういうことになりますれば、当然武器生産のスケールというものは只今よりは拡張されると思ひます。これは理論的に結論が出るような感じがいたします。

○西田隆男君 私もMSAの受諾に伴つて、武器の製造の量は非常に増加するだらうという事は私も考へております。通産大臣と全く同感であります。その問題はそれといたしまして、現在の、その特需による兵器、武器生産に關して、国内の大手筋と言われるというか、一流の武器製造業者というものと、二流、三流の下請工場とい

ますか、この間の、出血受注と言われるような方法で注文が出され、注文を受取る關係上、そのしわ寄せは殆んど全部と言つていくらくに二流、三流の下請工場にしわ寄せされる。このために下請工場は非常に迷惑をしておるという段階にあることは、通産大臣も御承知だらうと思ひますが、そこで、この法律が通りました場合に、通産大臣の許可、不許可の権限がそういう点にまで及ぶことは及んでおるようには私解してあります。従つて、今回のこの法案の中には、下請工場に關する規定は何ら設けてありません。従つて通産大臣の考へ方としては、武器製造業者というものは、やはり現在の第一流の武器製造業者だけを對象にお考へになつておるだらうと思ひますが、そのうです。若しくは下請業者までも入れて、武器製造業者というものを考へ

えになつてゐるか、この点をはつきりしておきたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清義君) お答え申し上げます。至極御尤もな御質問でございます。我々といひましては、それに対しては非常な考慮を払つてゐるわけでございます。今回これが御通過を頂きましたならば、認可いたします場合、ただ直接受注を受けることの大きな業者ばかりでなしに、それに繋がる下請業者というものの性格、並びに実力とか何とかいうものも、十分親子の關係を調べて、そして下請工場も立派にやつて行ける、従つて、中小企業が迷惑をこうむらないという關係を、通産省といひましては、十分検討いたしました上で、認可をいたす心がまえで我々はしておる次第でございます。

○西田隆男君 今の御答弁が満足いたしますが、今通産大臣が答弁されたやうなことを實際に行つていきたいと思います。具体的に言いますと、仮に或る程度の銃砲なり、銃砲弾の製造を請負つた、受注をした場合に、一定の価格が出ております。それを今度は下請工場に請負わせる場合、部分品の製造とか、何とかいうこともあり得るでしょう、或いは完成品を求める場合もありましよう。そういう場合、価格の点で触れなければ、今通産大臣のおつしやつたやうな弊害を除去して、そして下請工場までも、親工場と同じやうな利益の均等に浴するといふことは非常に困難ではないかと考へるのです。が、そういう点までも通産大臣として考慮のうちにに入れて、今のお答をなさつたのかどうか、この点をもう一遍……

○國務大臣(岡野清義君) お答え申し上げます。私、どの辺に法律に書いてあつたか覚えておりませんが、あとで事務局に調べて見ますが、契約をする場合には届出をしてもらうということになつております。これはどういうことかと申しますと、認可いたします場合、先ほど申し上げましたやうなことをよく検討いたしまして、認可をいたして行かれます。併し個々に契約をいたして行く場合に、どういふやうなやり方をもちまして、そして最初の計画が、即ち下請業者に対する關係とか何とかいうものはどうなつておるかといふことをよく検討して、若し間違つておればこちらから注意をせよ、こういう建前から契約を届出させるといふことになつておる次第でございます。

○西田隆男君 今の御答弁は、この法律の中にも、通産大臣の権限として、権限のうちに書いてあります。今言われたやうに、ただその下請工場の持つておる製造能力といふ事が、製造能力と、それから受注した数量、こういうものだけを造つてよからうと思つたら、今の許可、不許可をやつたんでは、今の出血でやつてしわ寄せが中小企業に來ておることと同じやうな結果を招きかねない。従つて請負う価格の点までも、親工場から下請工場が請負つた請負価格、親工場が請負つた価格、これは勿論通産大臣が監督なさるでしよう。併し下請工場の場合、その価格までも通産大臣が検討をして、許可、不許可をされるのかどうか。

○國務大臣(岡野清義君) お答え申し上げます。これは先ほどの御趣旨の通り

に、下請工場、これは武器製造ばかりではございせん、あらゆる産業において、大きな工場が下請をいたしまして、その下請に対して、まあ悪い言葉で申しますと搾取とか何とかいふ言葉……、搾取といふことじやないでございませうが、そういうことを言われて非難されている点もございまして、そういうことの事情はよく存じておるので、この場合、この武器製造につきましては、少くとも通産大臣で認可権を持つてそうやつて行こうと思ひます。これを十分下請工場の不利にならないやうにやつて行きたい。こう考へまして、十分な配慮をいたして、おる次第でございます。他の方面では、そういうやうな契約をしたから届出をさせるというやうなこともございせんから、下請工場に對して通産省がいろいろ差し出がましいことも言へないし、又指示もできませんし、届出制をとりました上は、やはり下請工場の受ける価格あたりも参考にいたしまして、十分注意をいたしたいと、こう存じております。

○西田隆男君 大体大臣の答弁でわかりましたが、届出をされる場合の一定の形式と申しますか、そういうものは政令か、省令で何かにおきめになるのですか。おきめにならないで、業者が勝手に出したものを届出書として通産省が検討をするのですか。

○政府委員(荻沢大義君) 届出の形式につきましては、一応省令で定めたいといふふうな考へております。

○西田隆男君 どういうふうにおきめることになる御予定ですか。

○政府委員(荻沢大義君) これは只今

に、下請工場、これは武器製造ばかりではございせん、あらゆる産業において、大きな工場が下請をいたしまして、その下請に対して、まあ悪い言葉で申しますと搾取とか何とかいふ言葉……、搾取といふことじやないでございませうが、そういうことを言われて非難されている点もございまして、そういうことの事情はよく存じておるので、この場合、この武器製造につきましては、少くとも通産大臣で認可権を持つてそうやつて行こうと思ひます。これを十分下請工場の不利にならないやうにやつて行きたい。こう考へまして、十分な配慮をいたして、おる次第でございます。他の方面では、そういうやうな契約をしたから届出をさせるというやうなこともございせんから、下請工場に對して通産省がいろいろ差し出がましいことも言へないし、又指示もできませんし、届出制をとりました上は、やはり下請工場の受ける価格あたりも参考にいたしまして、十分注意をいたしたいと、こう存じております。

○西田隆男君 大体大臣の答弁でわかりましたが、届出をされる場合の一定の形式と申しますか、そういうものは政令か、省令で何かにおきめになるのですか。おきめにならないで、業者が勝手に出したものを届出書として通産省が検討をするのですか。

大臣からお話のありましたように、この親元引受者の生産状況なり、或いは販売状況なりというものの、のみならず、それに繋がります下請業との間の販売契約なり、或いは下請契約なりというふうなものにつきましても、一応一定のフォームで提出して頂くようなふうな考え方をいたしておるわけであります。

○西田隆男君 大体は今のことでいいと思うのですが、省令を作られる場合に御注文をしておきたいことは、このものに附加して、請負の価格の単価、それから支払状況、これを一つ追加してもらいたい。そうして、親工場が受注をした条件と、下請工場が親工場から又下請をする条件、この条件に余りに差がついて、下請工場だけをいじめ抜くようなことになつておつた場合には、通産大臣としては、これに対しては全部に注意をして、そうして下請工場が成立して行くというふうにしての受注ができるような、一つ省令でおきめになる場合、形式を一応そういうふうにならめて頂いて、受注に対しては、そういう面から一つ、両々相待つて、片一方だけが迷惑をこうむらないようにして頂きたい。これを特に私御注文をいたしておきたいと思ひます。

○豊田雅孝君 大臣に伺いたいと思ひますが、吉田内閣はこれまで極力統制を外すという事で今日まで来られたと思うのでありますが、ところが今回この武器等製造法案を見ましても、事業許可制をとることになつておるのであります。通産省としては、少くとも今回初めての事業許可制、少くとも終戦後新憲法下においては初めての事業許可制を布いたということになると

思うのであります。又一面御承知のように、独禁法も緩和せられるという案が、出ておるのであります。これによつて合理化カルテル、或いは不況カルテル、甚だしきは価格カルテルまで認めて行こうということになつておるのであります。更に又輸出取引法を今回は非常に強化するということになりまして、輸出入両面に及ぶ。而も強度の民間統制をやらせる。更に又アウトサイダーにまで及んで行くというようないは戦時立法に近いような状態になつておると思ふのであります。更に又中小企業安定法が……これは議員立法で出ておりますけれども、提案者に質問いたしたところによりますと、政府の同意も得ておるといふことであるのであります。中小企業安定法が今回恒久立法になつて、その内容は民間統制を強力に実施して行くということに相成つておるのであります。私は吉田内閣成立以来、今回の立法というものはまさに画期的なものだと思ふのです。今度の国会は或る意味においては私は統制立法国会だと言ふべきだといふふうに考へるのであります。今後吉田内閣は、従来自由主義経済内閣といふようなふうに見て来たのであります。我々は今後吉田内閣といふ点について御意見を伺つておきたいと思ふのであります。

○国務大臣(岡野清濤君) お答え申し上げます。武器の製造許可制につきましては、これは今まで禁止をしておつたわけで、そしてそれに対して若し必要があれば許可をするというふうになつておつたのでございまして、それが昨

年の十月二十四日にそういう法令が解消されました以後は、いわゆる自由競争そのまゝの形で仕事が行われておるのでございまして、併しこの武器などの製造につきましても、ただ自由競争であるからといって、濫立をさせ、又自由自在にやらせるということになりますと、二つの観点から、社会的に見ましても、よくないと思へます。即ち一つは経済上の観点でございまして、余りたくさん、引続いた恒久的の注文があるかないかにかかわらず、その場当りの仕事をして行きますために、非常に工場とか、生産業者が濫立しまして、そうして結局競争の、悪競争の結果非常に出血受注もなきやならんといふことになりまして、又出血受注でなくなりました。そのために誠に不健全な経営をして競争をやつて行かないやならんといふようなことになりまして、非常な濫立の弊といふものが財界に起りますので、これを防がなきやならんといふのが経済上の一つの点。それからもう一つは少くともこれが爆発するとか何とかがいふこと、若しくは武器が外へ溢れるといふことになりまして、公安上、又は社会の平和な生活上、危険が勃発せんとも限りませんので、そういう意味におきまして、社会公安上、やはり或る程度の規制をなさざるならん。こういう二つの意味におきまして規制をしたわけでありまして、そのほか輸出に対しましては、そのほかの制度をどうするか、若しくは財界の混乱が起きることが自然に予見されるときかいうような場合に、若し日本の経済の基礎といふものが非常に確固として、少々の波では財界は何ら危険もない。こういうふうなしつか

りした財界の基礎が立つておりますれば、もうこれは自由自在に自由競争に任じていいのでございませうけれども、併し只今のところでは、日本の現状は、悲しいかな、僅かな波にでも業界の破綻を来し、延いては財界全体に非常な混乱を及ぼすといふような危険が想見されんとも限りませんので、そういう意味におきまして、不況カルテルとか、合理化カルテルとかいうようなものも作りまして、又輸出取引法なんかにございまして、今の世界の貿易といふものは、これはイギリスが盛んであつて、そして自由貿易を世界に押し付けて、そして自由貿易を世界に輸入貿易が行われておつた時代とは全くかけ離れたもので、この國も非常な制限貿易をやつております。こういう建前におりますので、日本だけが自由自在の、即ち業者の無軌道な競争に任じておいて、そして國の利益を失うといふようなことになつて行くことは、日本の国全体の利益でもございませぬので、相手方が若しそういうふうにしておるならば、やはりそれに対抗して輸出貿易を振興して行くためには、或る程度の規制をして行くといふことが出て来たわけにございまして、無論自由主義自由主義と申しましても、國際情勢から申しまして、手放しの自由主義では今日は貿易ができません。こういう情勢になつておりますので、世界の情勢に対応するだけの日本の業界の態勢を整へる、こういう意味でいふなら、方策を講じたわけにございまして、いわゆる統制を撤廃して、何もかも無軌道に自由競争をして行くといふ、今までの様に若し我々の考え方が誤解されておりますならば、それは私は只今訂正

いたしておきたいと思ひます。とにかく内外の情勢上、必要限度の國民の活動を保護するといふ意味におきまして、對外貿易に當つて行きたい、こういう判断でございませう。

○豊田雅孝君 終戦直後におきましても、貿易関係については非常な競争もありましたし、又中小企業の濫立状態などはむしろ今よりも一層深刻であつたかと思ふのでありますけれども、併しそういう際においても、吉田内閣といふものは極力統制を外すといふので、殆んど統制法規といふのが外して来られたのであります。今日事情が非常に變つたように言われますけれども、必ずしも變つていないと思ひますが、面が相當あると思ひますが、併し従来の方針はこの際變えて、必要な事情が内外にある場合において、臨時統制の措置をとつて行く、又そうせざるを得ないといふふうになつて来られたといふふうには了解してよろしいのであります。

○国務大臣(岡野清濤君) お答え申し上げます。私は統制という言葉をそのものにいふ／＼な疑義があると思ひますけれども、少くとも世界貿易に対して、そして日本の態勢を整えて行くところの準備態勢といふものをやはり國が示して、そうしてそれに従つてやらして行くという方向にはなつて来たとおつておられます。

○豊田雅孝君 この問題はどの程度にいたしておきまして、次に、先ほどこれは西田委員も触れられた問題であります。武器等製造法案立案當時、或いはMSA受諾の問題が今ほど現実化しておらなかつたせいかとも思ふのであります。この法案の構想を見ま

したときに、余りにも日本がまさにMSAの受諾をしなげやならんという段階にある現状から見ますというのと、実情に合つておらん点があるというふうに思うのでありまして、具体的に言つて見ますならば、今回のこの武器等製造法案自体から見ても、私は機密保持の規定がなかつたならば、實際運用の際に困るのじやないか、又そういうようなこと自身で一体そのMSAの受諾を云々し得るかというようなことが、海外からも意見が出て来るかとすら思うのであります。更に又もう一つ考え得られますのは、機密保持に関する別途の法律すら今日云々せられて来ておるのでございますが、こういう大掛りな行き方というものを考える必要があるじやないかという問題と、もう一つはその点について何か將來お考えがあるならば、率直に伺つておいたほうがいいのじやないかと思うのですが、なおもう一つの点は、軍工廠の扱下げが今日相当まあ停頓状態にある問題です。仮にMSAを受諾するといふようなことになり、兵器の相当な製造といふものが必要になるといふようなことになりましたら、更に又この機密保持の考え方が行きまして、そういう施設といふものが国家的に必要だといふようなことになりましたら、今軍工廠の扱下げをし、將來又非常な国費を傾けてさうなことをやらねばならんということは、私は非常な大きな国帑の濫費になる。私はこれは將來必要なものは必要で、軍工廠の扱下げ等は中止をして、そうして將來の計画といふものを立てる必要があるといふふうにご考へるのではありませんが、現在軍工廠の扱下問題がもや／＼として

おる段階にあるのでありますが、それだけに將來これをどういふふうにいたして行くかというお考えについて伺いたい。

○国務大臣(岡野清蔵君) お答え申上げます。このMSAの關係で機密保持とかいふようなことが必要になるのには、必要になるだらうといふことは想像ができるのに、そういうことは一向触れていないじやないかという御質問のうちに伺ひますが、併しこれはMSAとは全く關係なしにできた法案でございまして、御承知の通り今までも武器なんかを、これはポツ勅によりましてといふと、兵器、航空機といふことになつておりますから、少くともそういうものをやみやたらに工場を拡張したり、作つちやいかん、こういうことになつておりましたのですが、昨年の丁度夏頃から、朝鮮特需の兵器とか、武器とかいふ……まあ武器ですか、そういうものが割合に注文がたつて、十月二十四日に廃止になりましたから、一年延期しようと思つておつたのでございまして、議會等の關係で、これができませんで、そして自然の消滅としてこれは昨年、なくなつてしまつたのです。これは昨年の八月頃からやはりこれを繼承して行つて、武器製造の会社の濫立を防ぐといふことを考へておつたのでございまして、今日まで出すことができなかった。その意味におきましてMSAとは何らの關係なしにこれができ上つておる。又私も只今MSAといふものが一体どういふような形で日本に入つて来るのか、まだ見当がつかまないので、お説至極御尤もでございまして、若しMSAではつ

きりと物事がわかつて來ましたならば、或いは機密保持とかいふようなことが又出て來まして、そういうような立法措置を又しなげやならんとも限りませんが、只今のところはまだそういう予想がつかまへませんので、今までも通りにやつた次第でございまして、それから第二段の、軍工廠の扱下げなんかでも、いろいろ問題もございまいしやうが、これは御承知の通りに、軍工廠といふものは、今からあれを設備しようと思つても、非常な多額の金がかかつておるわけでございまして、これは皆戦時中、戦前の国民の膏血をしぼつて出されて、それが投下されてきたところのものでございまして、今すぐ利用できるとか、又利用できないとかいふようなこともありまいしやうけれども、少くともまあ過去の納税者、国民の納税からできたところの大事な施設がそのまま残つておりますならば、今後將來を見通しまして、最も國民のためになるという方法にこれを利用して相済まんと存じておりました、その点はいろ／＼我々も老えて、今相当検討中ではございまして、この点は御了承願ひたいと存じます。

○豊田雅孝君 大体大臣の只今の御答弁で私は一応満足したものであります。が、從來の経緯等に拘泥することなく、大きな見地から將來の計画を立てて、お話のごとくこれは國民の税から來ておるものでありますので、再び無計画に行くために、国帑の濫費になるといふようなことないやうに、慎重に御計画を立て、お進め願ひたいと思つたのであります。重ねて要求いたしまして……

○委員長(中川良君) ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(中川良君) 速記を始めて下さい。

○海野三朗君 私は、このポツダム政令は、日本の憲法に優先したのであります。これは議和によつて憲法が優先したのであるという、昨日政府委員からの答弁でありました。これが果してそうであるかどうか。この安保条約、行政協定が憲法に優先しておるのではないかと、その点について明確なる御答弁を願ひたいと思つたのであります。

○政府委員(古池信三君) 御承知のように、日本は占領中におきましては占領軍の命によつて事が運んでおつたのでございまして、この時分はいわゆるポツダム政令といふものが非常に強い力を持つておつたことは御指摘の通りであります。併し昨年日本が獨立をいたしました以後は、我が日本國憲法が最高の法典でございまして、条約、法律はすべてこの憲法の条章に基いて、これに従つて施行されておるもので、さうに考へております。即ち憲法が我が國の諸法規のうちにおいて最高のものである、そういうことを考へております。

○海野三朗君 そういたしますならば、この平和憲法はいずれの國をも輕視することなく、平和を愛好する諸國民の公正と信義に信頼して、我々の安全と生存を保持しようとした決意した、この平和憲法でありまして、武器の製造をその自由勝手にやらせておつたといふことは、政府としては怠慢では

ないか。そういうものは製造させないのが本當ではないのであります。その点も伺ひたい。

○政府委員(古池信三君) 先ほど大臣からもちよつとその間の事情を説明されたのであります。が、昨年十月二十四日を以てポツダム政令は失効いたしましたのであります。従つて本来ならば、そこに武器製造業に対する國の監督的な規律が必要であつたのであります。その立法措置をしようとしておりました場合に、突然國會が解散になりました。そこでためにこの立法措置を講ずることが不可能になつたのであります。従つて今日まで武器製造につきましては、法的に見て自由な段階に置かれておるといふのでございまして、この点は確かに御指摘のように不備であつたと我々としては遺憾に考へております。

○海野三朗君 憲法は國民が遵守すべき方針を与えるものであります。から、これに違反するやうな方向へ行くときには、やはり政府がこれを正をして行くだけの責任があるのではないかと。幾ら立派な憲法ができました、知らず知らずの間にその憲法違反の行為が現下において行われて行くといふときには、それは政府が率先してこれを直さなければならぬ。そういうものをやつちやならぬのだといふことをやらねばならぬのが、政府の責任であるやうに私は思ふのであります。それをポツダムの政令が廃止されてから以後、いつの間にかさういふやうなこの武器製造を、民間において競うてやり始めて來た。産業の將來、輸出入の將來を考へますといふと、とんでもない方向に進みつとあると考へないわけに

は行かないのであります、その点に對して御当局の御所信を承わりたいと思ひます。

○政府委員(古池信三君) 只今お話のごとく、憲法に違反するやうな傾向は、これはお互いに戒めなければならんと存するのであります。併しながら只今いゆる武器と称せられるものを生産するということ自体は、これは一つの産業の一種類としまして、必ずしも現在の日本憲法に違反したものとは我々は解していないのであります。

○海野三朗君 それでありますならば、日本で造られた砲弾が、山形県の戸沢村、或いは大高嶺、或いは内灘においてぶつ放されておるのであります。これをどういふふうにお考えになつておりましたら。

○政府委員(古池信三君) 御承知のやうに、外国の注文によりまして我が国の生産業者が生産をいたして、その生産品を納める場合に試験をいたす。これはやはり生産品の検収の上から言つて必要であらうかと存するのであります。ただ品物が品物であるだけに、どこでも勝手にやるといふわけには参りませんので、特定の場所を指定して、そこにおいて検査をいたすということになつておるのであります。

○海野三朗君 私はそこでもう一つ大事なことであると思つておられますが、戦争を放棄した、平和を愛好する國民が、今現実に砲弾の炸裂の下に生きていなければならぬ現状であります。これは過日私が戸沢村を、實際行つて見て来ました。そういうことが、戦争を放棄したその國民が、なぜこの實戦の……、現在砲弾が炸裂して、四人も人が死んでおる。そういうふうな

ことに置かれてありますことは、即ちこの平和憲法に優先した行政協定、軍事基地提供というものは、この平和憲法に優先しておる事実ではございませぬか。これも御説明願ひたい。

○政府委員(古池信三君) 先ほど申しましたやうに、我が國において武器を生産するという事柄を自らは、憲法違反にはなつていないと、かように考へるのでありますから、只今お話のやうな、試験的に砲弾を發射するといふやうな事態がございまして、これは何ら憲法違反の問題ではなからうと考へます。但しもとり我々として、これは、將來かやうな砲弾をぶつ放すといふやうなことが、世界のこの地球上からなくなつてしまふといふ事態の起ることを念願いたしますけれども、併しながらそれは一つの理想ではございまして、現実の問題としてそれは直ちに憲法違反になるというふうには考へておらぬのであります。

○海野三朗君 そういたしますと、憲法は一つの理想論でありまして、夢でありましようか。憲法は現実國民が遵守して行くべき、國民の進んで行くべき大道を示されたのが憲法であると私は思つておられますが、この平和憲法の下で私はその突撃が、而もその突撃たるや日本の内地で造られた突撃である。これがつまり行政協定なり、安條約によつて軍事基地を提供したのであります。これが、これは明らかにこの平和憲法に優先しておつたのではありませぬか。

○政府委員(古池信三君) 日本の憲法を守らねばならない、又憲法が最高の法規であるといふことは、申上げた通りでございますが、ただこれが理想に過ぎないかというお話でありますけれども、私が先ほど申し上げましたのは、地球上から戦争という行為が消滅するといふことは我々の理想である。これを申上げたのであります。憲法の規定はこれは現実問題としてはつきりいたしておるものと存じます。又商売上いろいろの行為が出て来ることは、これは必ずしも私は憲法違反ではない、かように考へます。

○海野三朗君 この私のお伺ひいたすところのものは、この憲法が優先しておるものであるならば、事実が軍事基地を提供しておるこの行政協定、安條約が結ばれておるということが、それから生じて来るところのものは、この平和憲法を侵害する事柄ばかり出て来ておるのであります。それを今私が意見を申し上げ、御当局の所信を承わりたいと思つたのであります。この平和憲法があるのにもかからず、この狭い日本の国土で軍事基地を提供するばかりでなく、突撃さながらの状態を演じておるといふことは、私はアメリカのあの広大な土地に行つて演習してくれたりいふのじやないか。日本のやうなこの人家のあるところで突撃射撃をやつて、そしてそれで死んでおる人さへもあるのではありません。これは私は平和憲法を制定しました我が日本としては、すでにもう道は間違つておるのであると思つておられますが、これをお伺ひしたいのであります。

○政府委員(古池信三君) 我々といひましては、飽くまで平和憲法は守つて行かなければならぬと考へております。なお日米安全保障条約等の問題は、この憲法に準拠いたしまして、我が國

としては締結したのであります。従つてその日米安全保障条約に基いた諸般の事柄は、憲法に基いた事柄でございませぬから、決して憲法違反にはなつておらぬと信じます。

○海野三朗君 併し事実がこの憲法違反になつておるやうな感じがするのです。平和を愛好する憲法を制定されておるこの日本國民が突撃の下に暮さなければならぬ。そういうことは憲法に違反しておるはしませぬでしょうか。

○政府委員(古池信三君) 先ほど申し上げましたやうに、このこと自体は、現在の段階におきまして憲法違反とは認めておりません。

○海野三朗君 然らばその間の調整を政府がなさなければならぬのではありませぬか。事実戦争が済んでしまつたのに、戦争をしていない日本において突撃の下に生活をしなければならぬ。そういうふうな日本國民があるのを見て、これは憲法違反ではないのだといふやうに私は知らない顔をしておられんじやないか。こういうふうな考へるのであります。これでもそうでないとおつしやるお考えでございませうか。

○政府委員(古池信三君) 先ほど申しましたやうに、日本が戦力を持つて戦うというわけではなく、ただ商品としてさやうな品物を造つて納めるのでありますから、納めるために試験をする、その試験をする場所として、特定の地域が使用されておる、こういうわけでございます。無論危険防止のためには、これは政府としても万全の措置を講じねばならぬと考へております。

○海野三朗君 何度お伺ひしても、それをはずきりお逃げになりますから、これはもう重ねて何度お伺ひしても同じことでありますけれども、丁度私はこの髪の毛が赤くて、青い目玉の子供を、こいつは日本人だと、こいつはうに認定しておられるのと同じやうなことで、私はこれは日本人ではない、こいつは日本人だ、こいつは日本人だといふ言つておるのに、一方ではこれは日本人だと、こいつは日本人だといふ言つておる。その現状は憲法違反になつておる。それを筋道を正して行きましたならば、確かに憲法違反になつておる。そして行政協定、安條約は憲法に優先した事実であると思つておられますが、憲法が先に行つておるならば、こいつはこいつは出て来ないわけでございます。憲法が優先しておるという御答弁は當を得ないやうに私は思つておられます。行政協定、安條約が憲法に優先しておるという結果を生じておると思つておられますが、如何なものでございませうか。

○政府委員(古池信三君) 安條約、平和条約は、御承知の通り我が國の憲法の条章に従つて國會が承認をいたしておられます。國民の代表が承認をしておるのであります。これは憲法違反でも何でもなく、はずきり憲法の下において締結されたものと思へるのに誤りはないと存じます。

なお只今の突撃の試験問題等につきましては、これは私は遺憾ながら見解の相違と申さなければならぬかと存じます。

○海野三朗君 これは憲法違反ではな

いとおつしやる。これはその通りに承
わつておきましようが、これは私も
の郷里の戸沢村あたりであります
が、その砲弾の炸裂たるや、それは全
部皆日本人を殺してゐるのだ。日本
が造つた弾でアジヤの民族を殺し
てゐるのである。私はこれを日本が戦
争放棄したと言つておりながらも、砲
弾を造るといふこと自体が、戦争に間
接に協力してゐる結果ではありませ
んか。如何でしょうか。

○政府委員(古池信三君) これは何
度も申上げることですけれども、現在
弾を造つてゐるのは一つの商品として
注文を受けてゐるわけでありまして、
これが日本の戦力を持たないという憲
法に違反するものとは考えておらん
であります。

○海野三朗君 ああ、そうですね。
○委員長(中川以良君) それでは別に
御発言もないようでございますが、
質疑は尽きたものと認めまして御異議
ございませんでしょうか。

○委員(中川以良君) 御異議ないの
と認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のあります方は賛否を明ら
かにしてお述べを頂きます。

○海野三朗君 先ず第一に、如何なる
他国をも敵視することなく、平和を愛
好する諸国民の公正と信義に信頼し
て、我々の安全と生存を保持しようと
決意したこの平和憲法の趣旨に違反す
るところの安全保障条約、行政協定
に、その合憲性を持つがやうに装う
て、而も現在武器製造が行われてお
ります、これは明らかに憲法に精神

に違反するところの行為であります
のを、あたかも頭の毛が赤くて、青い
目玉の子供、これを黒い目玉の日本人
だと、こういうふうになんか主張して
おると、見ておると私は思ふのであり
ます。で、次に政府が保安隊は保安隊
で、次に政府が保安隊は保安隊で、
ないと言つて自慢しておつた。着々と
この戦力化してゐるところの方向、そ
の方向へ保安隊を強化して行く一方、
武器製造を一連の憲法違反の行為と共
に、その合憲性をもたらししたものであ
つて、米軍に納めたところの上で、こ
れが借りた形をとつて、そうしてこの
潜在戦力であると見なければなら
ません。これが第一條。

第二に平和産業の振興確立の途を、
政府は特需依存、米國一辺倒の経済の
ために、閉ざされたところの企業が、大
なる負債を持つて、武器製造設備に転換
して、受注を競ひ、結果は買い叩かれ
て、そして出血受注をおのずから求
めてゐるような現象を生じてゐるの
であり、それは直接調達という契約方
式によつて以上の条件を押し付けられ
てゐるからでありまして、最近に至つて
は受注業者は間接調達を望んでゐると
言われますが、それさえも政府は解決
し得ないでおるような現状では、本法
案は根本的な出血受注解決の途を切り
開くものではないと考へるのでありま
す。

第三に、現内閣の方針をいたしまし
て、政府は輸出第一主義を表明してお
ります、政府の輸出の増大という
ものは、武器生産によつてます、その
国内の物価水準を吊り上げて、縮小
するところの逆の方向に進まねばなら
ない現状であると考えられるのであり
ます。過去三年間の特需は民間八億下

ル余りの特需外貨の獲得として、政府
も、財界も歓迎してゐるのであります
が、特需は動乱の結果生れ、外貨払い
の内需であつて、赤字貿易の帳尻を合
せておるに過ぎないので、世界経済の
動きとは別個の動きを示して来てお
るのであります。従つて外貨払いの内需
は、日本の国内物価水準が国際水準に
比べて割高となつてゐる原因としてお
る。自立経済確立のための輸出増大と
はならないで、逆に自立縮小の方向へ
進まざるを得ない現象を呈してゐるの
であります。この本法案はMSAの受
諾というレベルに乗つて、日本をし
て、丁度モルヒネ患者がモルヒネなく
しては片時も生きられないと同様に、
武器生産という特需がなければ、特需
戦争というものがなければ、経済均衡
が保てないという悪循環の中に落ち
て、再び戦争の渦中に追込まれること
になるであらうと考へます。

この以上三點からいまして、私は
は甚だ遺憾ながらこの武器等製造法案
に反対の意を表明するものでございま
す。

○小松正雄君 私は日本社会党第二控
室を代表いたします、本法案に反対
するものであります。

理由の第一といたしまして、種々あ
ります、私は少くとも我が日本は
終戦と同時に武器を捨て、将来戦争は
しないこととして新憲法ができ、又新
憲法を尊重する上から、国内でかよ
うな戦争に近い、必要な器具を製造す
ることは、如何に我が国の産業発展の
ためとは言へ、正常な行政でないと思
ひますので、なお又これが製造に関
しましては、相手方が注文を発注し、
それによつて製造せられるというので

ありまして、而も国内で使用しないこ
の製造品を以ていたしまして、当然
私も同意しかねるものであります。
大臣は特にこのことにつきまして、
国内で生産をいたしたとは言へ、我が
國に使用するのはない、こういうふう
に言明せられておられますので、これ
らの業が将来必ずしも永遠に行くもの
でないというのを考へます。とき
に、全く望みは薄いものであるとい
はしまして、これは許されぬという観
念に立ちまして、私は反対をするもの
であります。

○白川一雄君 私は経済界の実情から
見まして、本案に賛成するものであり
ます。但しこの運用に当りましては、
いろいろ希望する点が多々あります
が、そのうち四點だけ希望を述べて賛
成を表しておきたいと思ひます。

特需発注先等、十分なる了解を得て
おるといふ御説明がありましたけれど
も、私は必ずしもそうでないといふ
懸念するところが非常に大きいので、
これを民間業者への後援になるよう
なお氣持を当局で持つて頂いて、私ども
従来特需の実情はアメリカが或る程度
民族的に侮蔑の觀念を持つた出発点
がかなりあると見ておりますので、又
通産省がこれを監督されるのに当りま
して、二つのアメリカができたといふ
ような事柄にならぬやうに、特に御注
意をお願いいたします。これが第一点でござ
います。

第二点は、本法案審議中にもたび
たび申上げたのでございますが、通産
大臣に権力が集中いたしまして、統制
経済への逆行であるかのごとき懸念を呈
しておるのでございますが、この事業
者を許可する場合に当りましては、政

治力を持つたり、掌握力を持つて、巧
みにこれを運用する人に重点を置かな
いように氣を付けてもらわなければな
らないと思ひます。大企業に偏在する
というやうなことが起りますと、恐ら
く通産省は懲罰的となり、攻撃的
となるという事柄は疑う余地がない。
特に通産省内にいろいろ問題がたくさ
ん最近起つてゐる実例から考へまし
て、この点少なからず反省しながら、
注意を一応密にして頂かなければなら
ないものと、こういうやうに考へてお
ります。

第三点は、民間相互の競争がすでに
激しいというの、要するに戦後の食
わんがために苦しみから出てゐるもの
であるという実情を御承知願ひまし
て、國家の財政の窮乏する実情とも
み合せて、國費を以て大きな営
工場等を作るといふやうな事柄をして
、民間産業を圧迫しないやうに、この
点は注意して頂かなければならないと
考へるのでございます。

第四点は、日本の技術並びに設備が
空白時代に陥りされて、少なから
ず程度が落ちてゐるのであります。か
ら、当局は技術育成と設備改善のため
に、信念のこもつた総合的計画の下
に、無駄をしないやうに、着々と進め
て頂きたいと思ひます。その目的のため
に、理論並びに実地の両面に亘りまして、
國家が指導するところの技術研究所のよ
うなものを計画立てて、基本的なもの
を進めて頂かなければ、無駄をするこ
とが多くて困る事柄になるのではない
か。まあ、これに附加しまして、参考
のために申上げたのは、外國の機械
工場視察に派遣した者が帰りましたそ

の報告によりますと、西ドイツは必要のないところは、空爆されたところもそのままであつて、ただ工場の機械だけは全部新しいアップ・トゥー・デートのものを整備して、おる。又何か機械の性能の悪いものは国が封印して、その使用を禁じておるというところまで参つておるのであります。これがために非常な貿易産業が伸びておるといふ報告を聞いております。私どもは日本がビルディングと料理屋ばかりが立派になる日本の経済の現状と腕み合せまして、甚だ心淋しく思つておる点でございます。通産省のほうにおきまして、日本の精密機械の精度を高めようと思はれるならば、先ず技術の向上のために特別の考慮を払ふことが先にならなければ、劣つたものをあつちへ引張り、こつちへ引張り、持ち寄つておりましたも、なか／＼技術の向上というものは期せられるものではない。又技術は今日すでに進歩の域を通り越して、革命の時代に來ておるといふことも御承知願わなければならぬのじやないか。

以上四つの希望をつけまして、私は本案に賛成するものでございます。

○西川弥平治君 私は自由党を代表いたしまして、本案に賛成をするものであります。先に衆議院におきまして、この法律案に対して三つの附帯決議を附けて、賛成をされたようでありますが、私はこの三つに對しましては、是非とも十分なる一つ御注意をお願いしたいと同時に、特に通産当局に對しましてお願いをいたしたいことは、このいわゆる許可制によりまして、武器の製造をいたしております業者との間に立ちまして、十分なるこの法の運用に對しますところの留意をお願いしたいと共に、技術的な面に特に向上を期するような方法を講じて頂きたいということをお願いいたしまして、賛成するものであります。

○委員長(中川以良君) 他に御発言もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決をいたします。

武器等製造法案について採決をいたします。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川以良君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

なお本会議における委員長長の口頭報告、事後の処置等につきましては、前例によりまして委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それでは本案を可とされたかたは順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

加藤 正人	石原幹市郎
黒川 武雄	西川彌平治
酒井 利雄	松平 勇雄
岸 良一	豊田 雅孝
西田 隆男	白川 一雄

○委員長(中川以良君) それでは一時半まで暫時休憩をいたします。

午後零時四十分休憩

午後二時二十分開会

○委員長(中川以良君) それでは休憩前に引續いて通商産業委員会を開きます。

午前中に引續きまして特定中小企業法の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。引續き御質疑をお願いいたします。

○岸良一君 私は当初から少ししかたくなような議論をしておりましたが、實際は農林物資の調整は農産物の生産との関係があるので、なか／＼これは面倒なんです。従いまして、これをいきなり中小企業でやりになると言つても、なか／＼むずかしいのであります。農林大臣にやつて行つてもらうことが本当じやないかと、こう思つております。ものをスムーズにやるのが大切であると、これが又日本の復興のため、又産業の安定のために必要であるという考えで主張しておつたのであります。併しなか／＼御賛成を得なくて、ここで修正案の提出になり、私の考えたことと非常に離れたことになつたのであります。もう時間的に見て会期も幾らもないのでありますので、私でできる限り即応したいと考えておりますが、この際通産当局からお伺いしたいのは、今のような案情を考へて見ますと、恐らく現状のままで押し通して行けば故障が起きて来るだらうと思ひますが、そのときになりまして、この法案というものを、通産大臣というのを主務大臣に直し、そうして主務大臣に今の本法律関係の事務を直接にとらせ、そうして企業庁との関係は更に別に円滑なような方法を講ずるといふことを考へて頂けるでしょうか、それを一つお伺いしたいと思います。

○政府委員(古池信三君) それでは只今の岸さんのお尋ねに關しまして、私からお答えを申し上げたいと存じます。お説のように、この通産省の所管以外事業がだん／＼と殖えて参りますと、只今のような御心配は、これは御尤もだと思つております。ただ今日の改正案において考えられておりましたのは、農林省の所管事業としては清涼飲料水が考えられておるだけでありまして、従いまして、将来他省関係の業種がだん／＼と増加して参り、又この建前でやつて見た上で、実績上いろいろ支障ができるかと、困るとかいふようなことが起りました場合には、十分その実情に即して最も効果的に目的を達成し得るようには、本法の改正等については我々も十分に善処をいたしたいと、かように考えております。

○岸良一君 なおそれに関連して簡単に申上げておきますが、例えば清涼飲料水の工業について最近に饒頭して来た果汁飲料、これは国内における果汁の増産の奨励となつて、将来は非常に殖えて来ると思ひます。こういうようなことになつて来ると、これが将来において又安く供給されるということになりますので、そういうものは一番いい例だらうと思ひますが、そういう関係を一方向的に規制をするということになりますと、非常な影響するところが大きいのであります。そういうような生産方面との関係について特に御考慮を願つて、それもなか／＼うまく行かんということになりまして、只今の

ようなことに相成るだらうと思ひますが、御参考までに申上げておきます。

○政府委員(古池信三君) 只今のお話のような点も、今後十分に考慮いたしまして、できる限り皆さんの御要望に副うように考へて参りたいと思ひます。

○石原幹市郎君 通産大臣においてまゝこの本法の施行を主掌されるということになると、いろいろの農林物資、或いは厚生物資、中小企業関係ではまあすべての関係物資がいろいろ出て来ると思ひますが、中小企業庁にそういう各般に亘つていろいろの方面のわかつておる人を用意しなければならぬといふことになつておるのであります。先ほど来この行政簡素化とかいふこのことで、原案がいんだいという御意見があつたのであります。けれども、そういう点ではどうでしょう。か。むしろ中小企業庁にいろいろの、農林物資のわかる者、厚生物資のわかる者を、いろいろの者を用意しなければならぬので、却つて簡素化ではなしに、複雑化といひますか、人員もたくさんの人を置かなければならぬ、二重行政になるような感じが持てるのであります。如何ですか。

○政府委員(古池信三君) 只今の石原さんの御説も、成るほどこれは物事を徹底して考えれば、そういうような御意見が出るのも御尤もだと思ひますが、併しこれは或る程度は程度問題でありまして、比較的その範囲が少いというような場合には、大体運用上うまく行くんじやないかと、これはこの場合の例になるかどうかわかりませんが、例へば通商貿易関係にしましても、やはり農産物資に關係するも

のも相当あるわけでありますが、これは通商局のほうで一応扱つておる。従いまして、実際上はそれ、問題の起きたときには、主管省の御意見を十分にお聞きし、御相談をしてやつて行きますから、必ずしもその辺のところは大きな弊害はなからうかと思つておりますけれども、併し成るほど割切つて考えれば、一々そういう専門の技術者なり何なりを置くということとは、これはちよつと行政簡素化の趣旨には副わないだらうと思ひます。

○石原幹市郎君 それから、只今のところでは清涼飲料水一つが指定業種に入つておるわけでありまして、今後いろいろの物資が考えられるわけでありまして、先ほど岸委員からもちよつとお話が出たようでありまして、將來或いは油脂関係、菜種であるとか、そういうようなものが入つて来るとか、養蚕関係が入つて来るとか、一方農産物価格安定法などで、価格政策について農林大臣なら農林大臣がいろいろのことをやらなければならぬ。ところがこの特定中小企業の場合は、それがまあ通産大臣が中心になつていろいろのことを考えるというふうなことで、却つて簡素化というか、筋を通すのでなしに、非常に筋が複雑化して来るような面が多々予想されると思ふのであります。これは恐らくそういう問題が今後たくさん出て来ると思ふので、私の個人としての考えから言えば、主管大臣に割切つてしまつたほうが私はこの際いいと思ふのであります。ところが、非常に問題が起つたような場合には、或いは起ると予想されるような場合には、通産省当局においても、事前に十分に研究され

て、問題を錯雑化さないように非常な努力をされるお考えを持たれるかどうか、それを一つ……。

○政府委員(古池信三君) 只今御説の通り、通産省としましては十分に関係各省と協議をいたしまして、遺漏のないようにして参りたいと思つております。何しろこの法律は、大体が中小企業ということで発足したものでありますから、当初はもう大体が通産省関係に殆んど限られておつたような状態だったのであります。併し今後時勢の推移と共に、だん／＼と他省関係のものも、中小企業も入つて来ることは、これは当然考えられることなんで、その変化に応じて適応した措置を講じて行つたらかうかと、こう考えております。

○石原幹市郎君 重ねてもう一回それじや念を押しておきますが、私は主管大臣に割切つておられることを主張したいのでありますが、これからどういう意見が出るかわからないが、通産大臣がこれを所管して行くことになつて、弊害のきざしが見えるということであれば、敢然とその修正を、むしろ進んで政府当局のほうにおいて考へてよろしいということと、こう一度政務次官のほうから言明しておいて頂きたい。

○政府委員(古池信三君) 只今石原委員のお話の通り、弊害が現われるというふうなことであれば、これは私どもとしても当然改正につきまして善処いたしますことは申すまでもないと存じます。

○委員長(中川以良君) ほかに御発言ございませんか……。

ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。

○海野三朗君 この蘭、それからいろんな油、そういうものを、つまり農民から買上げます場合に、その値段が適当な値段であるかどうかというところは、どういふところでその相場をきめておられるのでありましようか。蘭の場合などにおきましては、農民が幾ら安くても泣き／＼これを売らなければならぬ。なぜかならば、乾燥機がないために長く保持しておくことができない。それでもう値段が安くても売り放してしまふという声を、私は今まで再三聞いておるのであります。が、そういうふうな問題はどうかいふふうにお考えになつておるのでありましようか。つまり、中小企業の安定法についてお考えになつておるのであります。その中小企業が立つておるところのその基、つまり実際の例をとつて申上げたのですが、蘭とか、或いは油菜種油のごとき、そういうものを農民から買上げる場合に、その値段というものは、つまり協定がしてあるもので、幾ら／＼でなければ買わんとしない、というふうなことを、農民が泣き／＼長く持つておるわけには行かないから売つてしまふと、そういうふうなことがあるのでございまして、そういう際に相当な値段であるかどうかという点については、やはり何か通産当局としてのお考えがあるのでありましようか。

○衆議院議員(小笠公昭君) この問題は、あえて生糸、或いは菜種油、油脂原料というものに限りませんのであります。調整組合が価格の協定をする場合に、適正な価格をどこで判断する

か、こういうお話だらうと思ふのであります。これは非常にむずかしい問題であります。が、この改正法案で認められておりますのは、先ず価格協定というふうなものに最初からやると、最初からほかの仕事をやらずに価格の協定にすぐ移ることを禁止しておるのであります。これは先ず技術的な条件からして、生産制限だとか、或いは設備の制限ができないような場合に限り、ということが一つ、例えば生糸の協定のような場合には、これは生産数量というよりも、加工費でございまして、それから第二の場合は、生産設備の制限、或いは生産数量の制限、又は出荷数量の制限をやつてもなお且つ価格の維持ができないというふうな場合に、それらの措置を併せてやる場合にのみ価格の協定を認める。こういうことにして、価格協定に最初から入つて行くという点を実は認めておらるのであります。この点は経済安定委員会御審議中の独占禁止法の価格協定と同じ形をとつておるのであります。全然同じ条件の下にこれを認めると、こういうことにはいたしてあります。それで成るべく安易な道に陥らんようにと、こういうまあ堅持でございまして、実は申ししますと……。その際にそういうような条件を充足して価格協定をするという場合に、どこの線を価格協定にするか、と、適当な価格を認めるかと、こういう問題になります。が、本改正案におきましてはつきりした基準を出しておきましても、独占禁止法におきましては価格協定を認める、不況カルテルを認める前提として、平均生産費を割つたときと、こういう条件が実は出ておるのであります。従いまして、生産費と

いうものを、或る程度頭において、従来の価格、価格というものは御承知の通り伝統性があるということを考えなければいかんのであります。その伝統的な価格と生産費との間を彼此調整して役所がきめて行くと、役所認可をして行くと、こういうことにして公正を保たして行きたい、こういうふうにお考えをしております。

○海野三朗君 わかりました。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。

他に御質疑もないようでありますので、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それでは討論に入ります。暫らくこの法律案につきましては審議をとおしてございまして、他の法律案を審議いたしたいと存じますので、御了承を頂きたいと存じます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それではさうに取計らいます。

○委員長(中川以良君) それでは次に木材防腐特別措置法案を議題といたします。それでは同法律案につきまして御質疑をお願いいたします。

○豊田雅孝君 第一条に適正な防腐の措置という文句がありますが、これはどういう内容のものでしやうか。

○衆議院議員(首藤新八君) お答えい

だします。この適正な防腐措置という
ことを表示してありますのは、その
樹木の耐久力をできるだけ長くする
と、その材質に依りて最高限に長くす
るということであります。

○豊田雅孝君 適正という文句が使つ
てあるのですが、適正ということがわ
つたようなわからんような甚だ不明確
なんですけれども、これの具体的内容を
はつきりさせてもらいたいと思ひます。

○衆議院議員(首藤新八君) 適正とい
う言葉は、用途によつて多少違ふので
あります。例えば電柱に使用する場合
には、電柱であるとか、或いは橋
脚とか、更に一つは材質の相違が
ありますので、それらの材質に適當す
るような防腐措置を施すと、こういう
意味を表現してあるわけでありませう。

○豊田雅孝君 適正というが、材質に
よつて又違ひ、それから又その使用用
途によつて適正という内容が變つて来
るというふうに解釈すべきものなんで
しようか。

○衆議院議員(首藤新八君) その通り
であります。

○豊田雅孝君 この防腐措置について
は、今の御答弁で明らかになつたので
すが、材質で違ひ、又その用途で違ひ
けれども、それに共通する一つの防腐
措置というか、或いは防腐剤という
か、そういうものが特定せられておる
のでしようか。

○衆議院議員(首藤新八君) 大体防腐
剤は、御承知の通り、クレオソート、
或いは硫酸銅、その他に限られてお
りますが、この場合の適正という言葉
は、量の問題でありまして、別に意味
はないのであります。

○豊田雅孝君 そうすると、特定の薬

品を使わなければならんとか、或いは
特定の特許権との関係が出て来るとか
いう関係はなく、如何なる薬品を使つ
ても普通常識を以て考えられる適正な
防腐措置であるならばよいというふ
うに解釈してよいのですか。

○衆議院議員(首藤新八君) 一応通産
省令で別にきめております規格に合
うか合はんかと、規格に合ひさえすれ
ばそれでよいと考えております。

○豊田雅孝君 こういう立法例はちよ
つと珍らしいように思ふのですけれど
も、何かほかにありませんか。

○衆議院議員(首藤新八君) 全く御説
の通りであります。政府の部内
でも、行政措置でやれるではないかとい
うような意見も相當あつたようであり
ます。にもかかわらず立法措置を講じ
ましたのは、この内容にもあります
通り、運輸省であるとか、或いは農林
省であるとか、そういう各省に關係が
あり、而もこれをやりますことによつ
て予算を相當増やさなければならん
というふうなことから、行政措置では効
果が薄いのではないかとしようなこ
とから実は立法化した次第であります。

○豊田雅孝君 如何なる薬品を使うか
という点も余り制限はないようであ
る使用法、薬品の量等が規格でき
まるという行き方になりますと、特定
の業者を指定するとか、或いは特定の
業者に一種の特権としてやらせるとか
いうようなことがなく、如何なる者で
もこれを業として得るということになる
のでございましょうか。

○衆議院議員(首藤新八君) その通り
であります。どなたでも御希望のかた
はやれますが、ただ現在すでに設備を

されたものが大体フルに運転しますれ
ば四百萬石乃至五百萬石の設備を持つ
ておるのであります。而も実際に今
日これを使つておりますのは百五十萬
石前後よりか使つておりませんので、
設備は相當余裕があると、そういう関
係上、まあできるならば二重投資を避
けて、現在折角設備をしてあるものを
活用したいという基本的考え方
持つておるのであります。但し、飽く
までも自由経済でありますから、強
いて始めようというかたに對しては、
何らの制限はありません。

○豊田雅孝君 提案理由書を拝見しま
すと、議員立法といふところが妥當で
あるというふうな文句があるのであり
ますが、議員立法にしたほうがどうい
う点において妥當なのか、同時に政府
立法にするとういう工合が悪い点が
あるか、それを伺ひたい。

○衆議院議員(首藤新八君) 実は先ほ
ども申し上げました通り、關係が運輸
省、農林省、建設省、各省に跨がつて
おりますが、これを實施いたします
れば、各省とも予算を相當従来よりも
増やして取らなければならんというよ
うなことから、行政措置ではなか
／＼各省がこの趣旨を實行しないのじやな
いかというふうな不安がありますの
で、むしろ議員立法として、そうして
単独法を作つたほうが効果的だとか、か
ような考え方から議員立法にいたした
のであります。

○豊田雅孝君 伺つておると、わか
つたやうなところはつきりせんところ
があるのですが、何故にかやうな
法律を作らんのかという点につ
いて、一つ政府側として忌憚のないこ
ろを率直に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(中村辰五郎君) 木材防腐
の特別措置に關しましては、前々国会に
おきまして、議員立法として案が練ら
れたのでございませう。前国会におき
まして、通産省がこれを政府提案の形
で一つ採用して行きたいということで、
政府提案で検討を進めました。たまた
ま本国会になりました。先ほど提案者
から御説明のございましたやうな理由
で、政府提案で行政庁がみずから縛
るというやうな形よりも、むしろ国会の
意思によつて、行政庁、或いはその行
政外部団体、或いは公的な性格を持つ
ております木材需要家というものを縛
るということが却つて妥當じやない
か、運用上も楽じやないかというや
うな通産省の我々として考えました
ので、議員提案になされたのでござ
います。通産省としてしましては、木材防腐
特別措置といふことをどういふ観点か
ら国策として立法化したい、又するこ
とが必要であると考えるかと思ひま
す。木材資源の確保と愛護と申しま
す。最近木材需要が逐次著増いたしま
して、国内におきましては資源として重
要な木材が、どちらかと申せば濫伐と
いふやうな非難も受けるやうな、例え
ば風水害といふやうなもの被害状況
が逐次大きくなつておるやうな実情か
らいたしまして、何とか森林資源の擁
護といふものを確立したいといふこと
を考えまして、数年前から木材資源の
合理的利用といふやうな方面で、一つ
は消費の合理化という点を取上げ、或
いは使用する場合にできるだけ有効に
耐用年限を延ばすという方法を奨励指
導するといふこと、或いは海外資源の
調査とか、いろいろ態度、政策とい
ふものは多々あると思ひますが、その

ちで最も早急に効果を挙げ得ますもの
は、現在使つております木材の寿命を
延ばすといふことが一番効果的である
といふことを考えまして、例えば枕木
でありましたとか、橋梁材、そういうた
比較的大量に使用せられ、同時に耐用
年数を技術的に検討いたしますと、防
腐しない場合と防腐する場合とを比較
しますと、ものによつては五倍、或い
は十倍と、相當程度大幅に寿命が延び
るのであります。これは実験的に確実
にデータもございませうので、この條
で需要家を縛るということが木材資源
の立場からでき得ることであるし、同
時に効果的なことだといふ結論が出ま
したので、先ず森林資源保護政策の一
環として是非取上げたいといふ意味合
いで木材防腐特別措置法といふものを
考えたのでございませう。勿論これ以外
にも、消費の合理化、その他いろいろの
手が打つてございませうが、特に
この防腐措置と、防腐加工といふこと
が非常に効果的でございませうので、政
府といたしましては是非法的にこれら
の使用を促進するといふことを必要だ
と考えております。

○豊田雅孝君 お話を聞いていま
す。例の日本標準規格、ああいう標準
規格の中に、こういふ規格のものを
使わなければならんといふことをはつき
りさすと、それで事が足りるのじやな
いか。殊に鐵道その他建設關係等、官
公庁、公共団体關係等、このが多いの
でありますから、標準規格の制定
にこれを取入れるといふことで十分目
的が達成せられるんじやないかとい
う感じがするものであります。若しも
それができないといふことになる、現

在の標準規格を使用普及し、需用者をこれにマッチさせて行こうということになると、一々法律が要るようになるという感がするのでございますが、この点についての御意見はどうでありましようか。

○政府委員(中村辰五郎君) 私提案者に代りまして説明させて頂きたいと思ひます。只今の標準規格の問題でございませうが、これは強制力を持ちませう。使用する場合も勿論でございませうが、同時に防腐加工の場合に使用を強制するということが一つ必要でありませうと同時に、その適当な防腐加工をすること自体を又監督しなければならませうので、標準規格の中にこれを織込むということだけでは、本法が考えておりますような木材防腐の促進という点からいいますと、十分でないと思ひます。需要並びに防腐加工と、これに關します強制並びに取締規定を設けるというところに本法の特色があると思ひます。

○豊田雅孝君 御説明は御尤もな点がありますが、併しそういうことが必要であるという、やはり他の標準規格のものももう一歩これが普及と勵行を図るというために、法律があつたほうがいいということに私はなつて来ると思ふのでありまして、この点については他の方面に及ぼす影響が非常に多いだらうということを考えるものであります。一応私の質問はこの程度にいたしまして、あと又他のかたんの御意見を伺つておるうちに關連質問等をいたすことがあるかも知れませんが、これを以て一応質問を終ります。

○海野三朗君 この防腐剤を施しますという、非常に火に弱くなる。つ

まり火を引きやすくなるのであります。が、そういう点については何かお考へになつておりますか。

○衆議院議員(首藤新八君) 今のところ特にそれが対策は考えておりませうが、幸いにこの防腐剤を使ひます用途、これは鉄道の枕木であるとか、或いは電柱とか、或いは橋脚であるとか、その他港灣の橋であるとか、等々に限られておりまして、おむね火災の危険の少い方面に限られておりますから、特に考へていないわけでありませう。

○海野三朗君 政府御當局にお伺ひいたしますが、防腐を施した木材と施さない木材とで、火災にかかる割合などはお調べになつた記録はおありになりますか。

○政府委員(中村辰五郎君) 只今の御質問でございませうが、本法におきまして防腐加工を強制いたします用途で、例えば枕木、電柱、坑木、その他土建用材と、こういうものにつきては、木材の材質に應じた防腐、例えば枕木で申しますとクレオソート、或いは坑木で申しますとPCP、弗化ソーダ、こういうような薬品を指定いたします。これらの指定されませう薬品は、只今の御質問の引火性はございませう。

可燃性の物質でございませうが、引火性ではございませう。御質問の、この用いた場合の引火の問題に對します災害の件数等については、調べたものはございませうが、引火性の薬品は使ひませう。

○海野三朗君 ああそうですか、よくわかりました。

○石原幹市郎君 今ちよつと、防腐剤の名前が少し出たのでございませうが、

大体防腐剤に使ひますものはどんなものがあるのですか。

○衆議院議員(首藤新八君) 主としてクレオソート、それから硫酸銅、弗化ソーダ、これらが主であります。

○石原幹市郎君 これは何か法律の中で、防腐剤を指定するとか、指示するとか、そういう規定はあるのでございませうか、ないのでございませうか。

○衆議院議員(首藤新八君) 政令で詳細に用途によつて決定しよう、こ

ういうように考へております。

○石原幹市郎君 この木材用の防腐剤については、いろ／＼研究してある人が大分あるようであります。例えば木炭、製炭の煙の中からいろ／＼の薬をとつて、それが木材の防腐用剤になると

いうようなことを研究して發明したりする人がいろ／＼あつたようでありませうが、この法律は防腐業者その他は、屈出をしたり、或いは資金調達の援助をしたりする措置があるようでありませうが、防腐剤の發明であるとか、防腐剤を作るとか、そういう方面については、何らかの措置といひまするか、現在通産省で指導奨励されておるような面があるのかどうか、参考に承りたいと思ひます。

○衆議院議員(首藤新八君) 現在のところ、特別の指導強化はしていません。先ほど申上げた主たる薬品であるクレオソート、或いは硫酸銅、或いは弗化ソーダと、こういうものが、大体四万石程度の防腐の措置を講ずるのには、国内産で支障なく供給はできるといふ一応の見通しを持つておるわけでありませう。

にそれがなつたか、その後の経過を私はよく知らないのではありませんが、山で炭を焼く炭の煙から薬を取りまして、そしてそれが木材の防腐剤に非常

いと、数年前でありましたけれども、ウッドソートというような名前をつけ

てやつておつた者があつたのであります。が、それはその後いろ／＼研究して更に發展しておるようにも聞いておるの

であります。が、そういう廃液であるとか、山村の木炭業者の煙からそういうものが取れて、而もそれが非常に木材防腐措置の有効なことに使へるとい

ふようなものがあるように聞いて、私は非常に共鳴しておつたのであります。が、そういうものについて何か通産御當局でお存じであればお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(中村辰五郎君) 只今の石原委員の御質問でございませうが、恐らく木酢酸というものではないかと存じますが、それは御指摘のように、非常に防腐剤として適性のものと言われ

ておりますが、今これを學理的に非常に検討いたしております。そうして學理的に只今のような効果的に考へられ

ます場合には、政令に追加したいといふ工合に考へております。非常に各方面の権威者に御研究を蒙つておる段階でございませう。

らいたいということを希望いたしておきます。

○政府委員(中村辰五郎君) 只今の木酢酸の応用或いは工業化というやうな段階になる問題かと考へられますが、通産省としましては、工業化試験補助金、或いは応用試験研究補助金、こ

ういふ二つの制度がございまして、大規模に工業化の一手前と考へるやうなものについては工業化試験補助金と、或いはもう少し段が落ちますけれども、応用試験という、二つの助成金制

度でございまして、この木酢酸の問題につきましても、もう一段研究が進み

ましたら、これを応用試験か何かのほうで取上げて見るのが適當かといふうに考へております。御趣旨の点に副

いたしと存じます。

○岸良一君 木材の資金調達という面については、銀行でも推薦するのですか。

○衆議院議員(首藤新八君) 成るべく融資の斡旋をいたしたいと思ひます。例えば今度でございました中小企業金融公庫であるとか、或いは又商工中金であるとか、或いは更に又大きくなれば開

からこの三種の需要量というものを測定しまして、大体四、五百万石程度ではないかという考え方を持っておるわけでありませう。

○岸良一君 今も栗とか、そういうものは使うことはないのですか。

○衆議院議員(首藤新八君) 栗は御承知の通り枕木が一番適当であります。が、大体これを防腐措置をやりまして、五年より寿命が延びないわけでありませう。そうしますと、防腐の価格が大体六割、七割高くなります。そうすると、五年延びましても経済的に大して有利でない、こういう結果に陥るわけでありませう。そこでまあ一応栗は除外した、こういうわけでありませう。

○岸良一君 それでは、今おつしやつた「これ」とか「ぶな」なんかは、これはどのくらい延びますか。

○衆議院議員(首藤新八君) 「ぶな」は大体十五倍ですね。普通素材の場合には、枕木が一年より使えないと、防腐措置をやることによつて十五年、それから松が四年程度が十三年乃至十五年、それから「これ」も大体そういうふうなことでございませう。ところが栗のごときは五割より延びると、それから棺も大体五割前後より耐久力は延びないわけでありませう。

○海野三郎君 ちよつとお伺いします。が、この防腐剤も、木材に注入しますのには、程度があり、千差万別であります。が、そういうところは何を以て規格としておられますか、規格をほかに定められておるのであります。

○衆議院議員(首藤新八君) これは枕木、或いは電柱等の用途ごとに、加圧

注入法であるとか、或いは落差注入法であるとか、或いは常圧浸漬法とか、こういう大体まあ大きく分けて三つの方法によつて防腐措置をやるというふうに考えておるのであります。

○海野三郎君 大体そういうふうなまづておりました。が、その注入仕方で、時間の問題でありませうから、ちよつとやつても防腐を施したんだと、或いは予定の半分ぐらい注入しても、注入は注入なんだと、そういうふうな欠陥を何で補う考えでありますか。一定の規格を設けてでもおられますか。

○衆議院議員(首藤新八君) その点に對しましては、別個に省令で詳細に規格を定めまして、そしてその規格に合つておるか合わないかの表示をする、と、材木ごとに表示をするということになつております。

○海野三郎君 その規格はすでに省令で定めておられますか。

○衆議院議員(首藤新八君) 只今からそれらの規格を制定したいと、かように考へておるわけでございます。

○海野三郎君 それではまあこの法案では、まだ足のほうがよくできていないというわけですね、頭のほうだけできて、そういうことになりやしませんか。

○衆議院議員(首藤新八君) この本質的な実体はもう制度ができておるのであります。が、ただ附屬的な小さな問題には多少残されておりますから、至急にそれらは決定したいと、かように考へております。

○海野三郎君 ああ、そうですか。

○白川一雄君 ちよつとお尋ねしたいのですが、この防腐をやつておる事業

者の数と作業場の数をお知らせ願いたいと思ひます。

○説明員(前島敏夫君) 事業の数は全国で約九十余りでありまして、工場は百余りになります。能力から申上げますと、能力は全体で四百九十万石程度の能力でありまして、これは五交替制でやつた場合の能力であります。

○白川一雄君 能力はそのくらいですが、現在やつておるのは大体どのくらいやつておるのですか。

○説明員(前島敏夫君) 現在の実績は、昭和二十七年で百六十万石程度になつております。

○白川一雄君 そうすると、まだ能力はよほど余裕があるといえるわけですね、新しくそういう事業者が殖える余地がないということになるわけですが、若しこれが実施されまして、需要がうんと殖えて来るということになつた場合には、新しい事業者も当然起つて来るのでないかと思ひますので、できれば百ぐらいとかという概算でなく、具体的にどういう作業場があるかということとを、資料として出して頂きたいように思ふのですが、如何ですか。

○衆議院議員(首藤新八君) ここに県別のはありませんが、通産局別の工場数はつきりしてありますから、御参考のために申上げますと、札幌通産局区内で四工場、仙台で九工場、東京で十六、名古屋で十二、大阪で十、広島で十一、四国で六、福岡で十三、合計八十一工場であります。なお能力を申上げますれば、札幌の四工場で三十二万石、それから仙台の九工場で四十万石、東京の十六工場で六十九万六千石、名古屋の十二工場で五十五万石、大阪の十工場で七十五万石、広島

の十一工場で九十九万石、四国の六工場で十四万五千石、福岡の十三工場で百一十一万石、こういう年間の能力を持つておるわけでありませう。今の能力の合計は四百九十六万一千石であります。

○白川一雄君 これはやはり枕木と電柱その他合計した数量でございませう。

○衆議院議員(首藤新八君) お説の通りであります。

○松平勇雄君 さつき質問もあつたようでありませうが、第一条の適正なというのをもう少しはつきり御説明願ひないでしようか。

○衆議院議員(首藤新八君) この適正なということ、先ほどもちよつと申上げましたが、用途別、或いは樹木の質等を勘案しまして、枕木、電柱にはこういう方法の注入法がいいと、或いは又橋脚にはどういふ方法の注入法がいいと、かようなことを適正と、こういう表現をいたしたのであります。

○松平勇雄君 そうしますと、その検査方法というのは、何かきまつた検査方法がはつきりしたものであるのではありませんか。

○衆議院議員(首藤新八君) 通産省の省令におきまして、そういう点を明細にきめつたおるわけでありませう。

○松平勇雄君 私が心配いたしましたのは、先ほども海野委員からありましたように、検査方法をよほどはつきりしない、こういう木材の検査というものは、その人の検査した手心によつて非常に加減ができるように考へるのであります。その点は如何でありますか。

○衆議院議員(首藤新八君) お説の通

り、そういう心配もありますので、万全を期してそういう間違ひのない措置を講じたいと、かような考え方を持つておるわけでありませう。

○松平勇雄君 然らばそういう検査に要する現在機械とか何とか、そういうつたようなものがあるわけなんでありませう、はつきりと目盛なり何かに出るような機械があるのではありませんか。

○説明員(前島敏夫君) 現在防衛工場にすでに一部備えてございませうが、自動的に計器によつて出る機械がありまして、石当りの薬品量が、例えばクレオソートで言いますと、四十キロというものが規格になつておるもので、それが全部自動的に表示されますので、外からそれがいじれないように硝子の箱の中に入つておるわけでありませう。そういう機械を強制的に備へさせまして、それから自動的に目盛りになつて出ましたものを、記録になつて出ましたものを検査して行きたいと、こういうふうな考へております。

○松平勇雄君 その機械は一体どのくらいするのですか。

○説明員(前島敏夫君) 一セット十万円ぐらいであります。

○松平勇雄君 只今頂きました資料を拝見いたしますと、各枕木、電柱、坑木その他について、素材と防腐材との二つに分けて比較が載つておりますが、現在枕木にしても、電柱にしても、實際使う場合には外側に防腐剤を塗つて使つておるに思われるのであります。が、それとの比較と、それから一本当りの塗る費用と、それからこの防腐剤との費用はどういうふうな関係になつておるか、それを一つお示し頂きたい。

○説明員(前島敏夫君) 枕木を外側だけ塗りすのは、余り試験的には効果がありませんが、内部まで均等に注入することが必要であると思われまします。適正な注入方法と言いますのはそこを指すわけでありまして、従来は概して建築用材にいたしまして、橋桁にいたしまして、一部分だけ木材の外側から塗布いたしまして使用いたしておるわけですが、今後は内部まで浸透して使いたいというのが今回の法律の目的にあるわけでありまします。

○松平勇雄君 それはわかつておるのですけれども、現在やつておる防腐剤を塗つておる程度ならどのぐらいつつかというのを伺つておるわけです。

○説明員(前島敏夫君) これは今までの実験では殆んど効果がないわけでありまします。

○松平勇雄君 そうすると、素材と同じ耐用年限だということです。

○説明員(前島敏夫君) さようでございませう。

○松平勇雄君 今伺いますと、全国の能力が四百九十万石で、能力がある、然るに二十七年においては実績は百六十万石だとその差が非常に開きがあるわけなんです。実際使つておるほうか、この防腐剤の注入方法がいいというものであれば、余力がないほど使うのが本当じゃないかと思うのです。それを使われないというのは、やはり価格の点が高くなる、それに反し耐用年数が長くないというようにことによるのであります。

○衆議院議員(首藤新八君) この点がこの立法を必要といたしますと一番大きな根拠でありまして、耐久命数の延

びた年数と防腐措置による値上りの経済関係を比較しますと、防腐措置をしたほうが遙かに有利という結論にはつきり到達するのであります。然るに何かかわらず、これが徹底しない、需要が比較的少ないということは、一にかつて一時に多額の出費を必要とするという点に根拠があると考えるよりほかに理由がないわけでありまします。かたがたこういう強制的措置をとることが必要ではないかと、かような考え方を持つておるわけでありまします。

○松平勇雄君 この「ぶな」と言いますのは、私も素人でわかりませんけれども、一番やはり腐りやすい木材のよう聞いております。従つて、素材が一年で防腐剤を塗ると十五年というのは、これはわかりませんが、この法案にありますところの電柱とかその他のものにやはり「ぶな」を使うところがあるのです。

○衆議院議員(首藤新八君) 「ぶな」は主として枕木に使いたいという考え方でありまします。

○松平勇雄君 現在使つておるのは、主に枕木とか電柱、その他は一体どういうものを使つておるのであります。

○衆議院議員(首藤新八君) 大体枕木に使つておるものは、御承知の通り、「ぶな」、松、栗、檜、ひば、それから電柱は松、杉、檜、「ひば」、それから抗木が始めと松、それから土木用材はいろいろ使つておりますが、これもおおむね松、杉、栗、檜、「ひば」というものが使われておるようでありまします。先ほど申し上げましたように、防腐剤を適用することによつて耐久力が非常に延長され、経済的に有利というはつきりした結論が出ております

るのが、「ぶな」、松、「にれ」でありまして、その他は栗のごときは、素材が七年、防腐剤をやつて十三年、檜が素材が十年で防腐剤をやつて十五年、「ひば」も然りであります。経済関係を考えますと必ずしも有利でないというふうな結果になりますので、この際は最も有利であるという結論の出た「ぶな」、松、「にれ」に限定したいと、こういうことであります。

○松平勇雄君 もう一つ最後にお聞きしたいと思ひますが、このお話を伺いますと、現在のところでは増設する必要もないように思ひますが、併し需要が多くなつて来れば、どうしても増設の必要が起つて来ると思ひますが、これを設備する費用というものは一体どのぐらにかかるとおるのです。

○説明員(前島敏夫君) クレオソートで注入いたします場合に、線を一基だけでやりますと約三千万円程度でございまして、二基になりますと、土地が共通でありますので、一応五千万円程度というふうな考えますが、開槽式その他の簡易な方法がありまします。そういう方法を用いますと、二百五十万円乃至三百五十万円程度でやれるような防腐の施設もあるわけでありまします。

○松平勇雄君 私の心配しますのは、この法案の成立によつて、既設設備を持つておるものとか、或いは木材会社というものは、非常に有利な地位について、その半面にこれから設備しなればならないというふうなものは、例えばこれが三千万円の費用を要するといふようなことになつたら、なか／＼むずかしい問題になつて、非常に不利

な状況に置かれやしないかということを中心とするのであります。その場合においては、第六条において融資の斡旋、資金の調達について必要な援助をするという項目が載つておるわけで、今首藤さんからお聞きしましたが、あの程度じやなく、もっと強力に設備をするために政府として資金の援助なり、或いは政府資金を出すとかいふような方法をお考えになつておられるのであります。

○衆議院議員(首藤新八君) 大体先ほどから申し上げております通り、工場が百、而も能力が四百なんぼの設備を持つておるにもかかわらず、実際は百五十万石程度しか使つてないわけでありまします。而も、この業者が殆んど中小工業者であります。かた／＼こういう立法をやつた一つの理由も、これは非常に困難な立場に置かれておる中小工業者を育成強化したいということとして、地域的に達つておるのであります。従いまして、或るところは現在の設備を動かせば供給過剰になるほどの工場があり、又半面なお新設しなければならぬといふところもあるわけでありまします。できるならば既設の設備を十分活用いたし、そして地域的に現在の設備では足りないところがあるならば、お説のようにできるだけ強力な金融措置を講じまして、そうしてこれらの業者の希望に応じて行きたいと、こういうふうな一応の考え方を持つておるわけでありまします。

○松平勇雄君 大体これで一応終了いたしますが、又他の委員の質問を伺つてから又質問させて頂きます。

○海野三朗君 先ほどちよつと伺つたのであります。が、やはりこの法令を出しになると同時に、十月一日から実施するといふ、そうしますと、省令なり、或いは細目に亘つて、その加工程度、それを早く明示しておきなさらんと困るのではないかと、こういうふうには思ひますので、これと同時に細目をおきめになつて、加工程度をきめておかなければ、この木材ほどごまかしがきくのではないのであります。そういう点について私が不安を抱いておるのであります。

○衆議院議員(首藤新八君) 御説御尤もでありまして、今日まで各省との打合せは全部終了しております。同時に、先ほど来申し上げております通り、現在業者が百工場内外あるものであります。こういう業者はすでにそれらの内容は十二分に了知いたしておるが、なお遺憾のないように省令を作りまして、そしてお説の通りのような措置を講じたいと、かように考えております。

○白川一雄君 先ほど伺つたのは、能力が余つておるそうですが、この表を見ますと、三カ所設立準備中というのがあるわけですが、それはどの能力が余つておるのに、只今設立の準備をしておるの、どういふわけですか。

○衆議院議員(首藤新八君) 先ほど申し上げました通り、現在の設備で余つておるところもありまします。同時に需要の面から見まして、なお余地のあるところも、業者の考え方によつては相当の希望を持つておるのがあるらしいので、そういうところでは新しく設備をしつとあるところもあるようでありまします。

○白川一雄君 先ほどのお話では、中

小企業者が多いというが、実際は大きいのと小さいのは両方あるはずなんで、

若し大きなところが更に設立を準備するということになりますと、今後の注文が大きいところへ片寄ってしまうという虞れはないのでございませうか。

○政府委員(中川以良君) 只今の御質問にお答えします。先ほどは能力及び地方的な工場数の御説明がございしましたが、今計画申しますものは、主として従来防衛工場が少かつた北海道、東北方面に新規計画のものが多くありまして、このうち、旧事業者が拡充するというのが主でございまして、新規業者のものが主でございまして、うございませうか。

○白川一雄君 木材はなか／＼運搬に金がかかるので、地域的にそういうことがございまして、これはわかりまして、私の知っておる範囲においては、なか／＼中小工業とどこでない、大工場もあるはずなんです。大企業者もあるはずなんです。その地域によりましては、極く数量は多いとございまして、引受能力というものは非常に片寄つておるはずなんです、そういう意味からこの中小工業のほうの注文というものが余り片一方へ寄らないようにしていただかないと困るがというように心配からお尋ねしておるわけでありまして、以上で終わります。

○委員(中川以良君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。

別にお尋ねもないようでありまして、質疑は尽きたものと認めまして御

異議ありませんか。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを頂きます。……別に御発言もないようでございまして、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決を行います。木材防衛特別措置法案について採決をいたします。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

○委員(中川以良君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告等事後の手續につきましては、例によつて委員長に御一任を願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それでは本案を可とされたかたは順次御署名をお願いいたします。

〔多数意見者署名〕

松本 昇 加藤 正人
石原幹市郎 黒川 武雄
酒井 利雄 松平 勇雄
岸 良一 豊田 雅孝
海野 三朗 白川 一雄

○委員(中川以良君) それでは只今

より特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを頂きます。……別に御発言もないようでございまして、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決を行います。木材防衛特別措置法案について採決をいたします。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

○委員(中川以良君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告等事後の手續につきましては、例によつて委員長に御一任を願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それでは本案を可とされたかたは順次御署名をお願いいたします。

〔多数意見者署名〕

松本 昇 加藤 正人
石原幹市郎 黒川 武雄
酒井 利雄 松平 勇雄
岸 良一 豊田 雅孝
海野 三朗 白川 一雄

○委員(中川以良君) それでは只今

ときにおいては、その事業について主務大臣に連絡をせしめよう。それからなおこの法律におきまして、三十条の一部の規定に脱落がありますので、それを補充したいという修正の動議を提出したいと、かように考えます。条文につきましては、専門員のほうから読み上げて御了承を得ることにいたしますと思ひます。

○専門員(小田橋貞壽君) 特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三十条の改正規定の中で同条に一項を加える規定中「第十六条第二項」を「第十八条第一項」及び「同条第二項」の下にそれ／＼(第二十七條において準用する場合を含む)を加える。

第三十二條の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第三十條の次に次の一條を加える。

(主務大臣との関係)

第三十條の二 通商産業大臣は、第十條第一項、第十二條、第十三條若しくは第十六條第一項の規定(第二十條七條においてこれらの規定を準用する場合を含む)による認可に係る処分をし、第十四條、第一項若しくは第十八條の規定(第二十七條においてこれらの規定を含む)による処分をし、第二十九條第一項の規定による勧告若しくは命令をし、又は第二十九條のこの規定による通商産業省令を制定しようとするときは、あらかじめ、これらの処分、勧告又は通商産業省令に係る指定業種に属する事業についての主務大臣の同意を得なければならない。

通商産業大臣は、第十六條第二項

若しくは第十九條(第二十七條においてこれらの規定を準用する場合を含む)又は第二十八條において準用する中小企業等協同組合法第三十一条若しくは第六十二條第二項の規定による届出を受理したときは、これらの届出に係る指定業種に属する事業についての主務大臣にその旨を通知しなければならない。

○岸良一君 只今読み上げましたような修正をいたしたいというのであります。御賛成を願います。

○委員(中川以良君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。

海野三朗君 この法案に對しましては、考えようによりましては、或る一部分の中小企業者を救うところの便法であるかのごとき感なしとしないのであります。私はこの法案を見ると同時に、消費者階級のこととも考えてもらわなければならぬ。中小企業ばかりではなしに、遠く又消費者のこととも考えてもらわなければならぬし、又一部分の人の利益を考へるようにならうに流れてもいけない。要するに、法の運営そのよろしきを得ることにあると思ふのであります。この点につきましては、政府におきまして、今日まで再三質疑を續行いたしまして、御意見を承わつたのであります。この法の運営よろしきを得る点について十分御留意下さることを切に望みまして、この法案には賛成の意を表するものであります。

○石原幹市郎君 私も本法案に賛成の意を表するものであります。殊に先ほど岸委員のほうから提案されました修

正案に對しても、全面的に賛意を表するものであります。それからなお、質疑の際にいろいろ意見が出て、私からも申上げたのであります。中小企業としての総合指導ということと、それから業種別によるそれ／＼の所管省の指導という、まあこの二つの面から来る錯雑した面が将来いろいろ予想されるのであります。これは指導をする役所の立場も立場であり、指導なり監督を受ける一般業界としても非常に多い問題である。今後この運営を十分見られまして、一般業界が非常に不都合を感じるとか危険を感じるというような面があり、積極的に法の運営について、或いは将来この法律の修正、改正等について十分善処せられ、要望いたしまして、私は本案に賛成の意を表します。

○委員長(中川以良君) ほかに御発言ございませんか。……他に御発言もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決を行います。特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は修正議決されました。

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は修正議決されました。

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は修正議決されました。

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は修正議決されました。

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は修正議決されました。

〔賛成者挙手〕

昭和二十八年九月十五日印刷

昭和二十八年九月十六日発行

張することが望ましいことは申すまでもないところであります。然るに、御承知のように、最近西欧諸国より割安の硫安がアジア諸国の市場に進出して参りまして、ために国際競争が一段と激しくなつて来ているのであります。

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は修正議決されました。

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は修正議決されました。

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は修正議決されました。

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は修正議決されました。

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は修正議決されました。

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は修正議決されました。

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は修正議決されました。

〔賛成者挙手〕

会社は臨時硫安需給安定法に定める需給計画に基いて硫安を買入れ、これを輸出することとしたのであります。従つて、輸出に関する経理は本会社において自主的に処理せられ、国内価格との関係は遮断されることとなり、且つ会社は適時に有利な条件を捉えて輸出することが可能となるのであります。

○委員長(中川以良君) お諮りいたします。本日はこの程度にいたしまして次回に審議は廻したいと存じますが、御異議ありませんか。

○委員長(中川以良君) お諮りいたします。本日はこの程度にいたしまして次回に審議は廻したいと存じますが、御異議ありませんか。

○委員長(中川以良君) お諮りいたします。本日はこの程度にいたしまして次回に審議は廻したいと存じますが、御異議ありませんか。

○委員長(中川以良君) お諮りいたします。本日はこの程度にいたしまして次回に審議は廻したいと存じますが、御異議ありませんか。

○委員長(中川以良君) お諮りいたします。本日はこの程度にいたしまして次回に審議は廻したいと存じますが、御異議ありませんか。

○委員長(中川以良君) お諮りいたします。本日はこの程度にいたしまして次回に審議は廻したいと存じますが、御異議ありませんか。

○委員長(中川以良君) お諮りいたします。本日はこの程度にいたしまして次回に審議は廻したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔賛成者挙手〕

託された
一、武器等製造法案(予備審査のため付託は六月十八日)
一、木材防腐特別措置法案(衆)
(予備審査のため付託は七月二十日)

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局